

M-6-1-15

資料名 關東州特惠關税法の實績

出所 日滿實業協會

作成年 19350928

寄贈者 編者

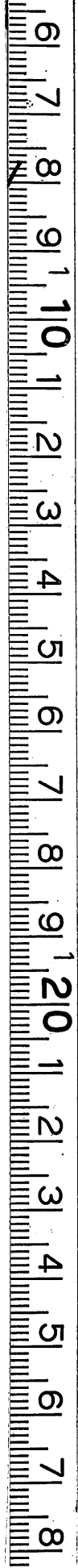
受入

注記 24P 22×15cm

昭和十年九月

關東州特惠關稅法の實績

日滿實業協會



寄贈者

日滿實業協會

年 月 日

關東州特惠關稅法の實績

關東州廳殖産課

一、關東州特惠關稅法施行の主旨

關東州は帝國の租借以來既に二十有餘年を経過し、此の間官民の拮据經營に依り産業の發達漸く見るべきものあり、而も州内生産品中には内地に於て需要せらるべきもの多々ありと雖も、關東州は貿易上帝國の關稅線外に置かるるが故に、其の生産品の本邦輸入に際しては外國品と同様正規の輸入税を課せられ、他の殖民地産品に比し著しく不利なる状態なりしが、如斯は州内生産品の販路開拓上重大なる支障あるのみならず、母國對植民地間の物資需給上策の得たるものに非ざるを以て、内地の産業を阻害せざる範圍内に於て可成此の關稅上の障壁を撤廢し、彼我産業の發展に資すること國策上必要なりとの理由に依り、大正十四年六月法律第五十一號を以て「關東州の生産に係る物品の輸入税免除に關する件」即ち關東州特惠稅法の公布を見たり。

二、本法實施後の経過並現状

本法は大正十四年七月より實施せられ當初免稅品として選擇せられたる品種は、別表の如く生果以下三十種なりしが、其の内には關東州に於て現に生産せらるるよりも、寧ろ本施設に依り將來勃興すべき見込ありたる爲效果極めて微弱にして、殆ど論ずるに足らざる實狀なりしに鑑み、昭和二年三月法律第四十三號を以て免稅品種を整理し、「ナフタリン」、野蠶真綿、野蠶紡績絹織絲、油布の四品を削除し新に免稅品に「ニッケル」、「クローム」を含む電氣抵抗材料、特殊鋼、「マグネサイト」又は「ドロマイト」を主要原料としたる建築材料、黃麻織絲及稅番三四三ノ二ノ一部（油綿布）の五種を又減稅品に大豆硬化油及稅番三四三ノ二ノ一部（油麻布）ノ二品を追加せられたるが、更に昭和四年四月に於て免稅品に「ガンニー」囊、瓦「ゲージグラス」、安全燈「ホヤ」及綿織糸の五品を又減稅品に牛肉を追加せられたるものにして、現在本法の恩典に浴する免稅品三十六種、減稅品三種に及び、而して減稅品の減稅程度は（一）牛肉は内地輸入稅の五割減（百斤二圓を一圓に）、大豆硬化油は從價二割を每百斤一圓二十錢に、又稅番三四三の二の一部（油亞麻布）は從價三割五分を每百斤二圓八十五錢に減稅するものとす。

以上は特惠法に依り關東州産品の内地輸入に際し、内地關稅を減免さるる物品の現状なるが、尙之を以て十分なりと云ふを得ず。關東州を我植民地の一として十分其の機能を發揮せしめむとせば、是等特惠關稅法に依る品種の増加又は他の植民地同様母國稅線の延長を必要とする次第なり。

特惠關稅品目

甲號（免稅品） 輸入稅法番號	品名
三二の内	生果
七二の内	緬羊革及山羊革（塗りたるものを除く）
一四一の二	甘草越幾斯
一四五	阿膠
一四六	ゼラチン
一五一	ブローム（臭素）
一六五の内	曹達灰
一六九の内	硫酸曹達（精製のもの）
二〇四（昭二削除）	ナフタリン
二二九の内	硫酸マグネシウム（コールドタル分留物は昭二、削除）
三三〇の内	コールドタルを主要原料としたる消毒劑
二七二（昭四追加）	綿織糸
二七八の内	苧麻糸及苧麻線

- 二八〇(昭二追加) 黄麻織糸
- 二八一の内 黄麻糸及黄麻線
- 二八三 毛織糸
- 二八四 毛綿織糸
- 二八六(昭二削除) 野蠶眞綿
- 二八八(同) 野蠶紡績絹織絲
- 二八九の内 野蠶絹絲
- 二九六の内 苧麻線、苧麻繩、黄麻線及黄麻繩
- 二九九の内 黄麻布(關東州の生産に係る黄麻糸を原料としたるもの)
- 三〇一の内 天鷲絨ブラツシユ其の他バイル織物以外の毛織物及毛綿交織物(關東州の生産に係る毛織糸又は毛綿織糸を原料としたるもの)
- 三二四(昭二追加) 油 布
- 三二六の内 毛製又は毛綿製のブランケット(關東州の生産に係る毛織糸又は毛綿織糸を原料としたるもの)
- 三三九の内(昭四追加) ガムニー襪(關東州の生産に係るガムニー布を原料としたるものにして長九十五センチメートル、幅六十センチメートルを超えたるもの)
- 三四三(昭二追加) 別號に掲げざる布帛製品
- 二の内(内地、朝鮮、臺灣、樺太又は關東州の生産に係る綿布及關東州の生

- 四三二の内 産に係る油を原料としたるもの
- 四三五(昭二追加) ポートランドセメント
- 二其の他 別號に掲げざる礦物及礦物製品
- 乙の内マグネサイト又はドロマイトを主要原料としたる建築材料(粉狀のもの)
- 煉瓦(セメント製のものを除く)
- 瓦(粘土製のもの)
- 耐火性粘土製品(別號に掲げざるもの)
- 硝子塊
- 硝子粉
- 硝子板
- 特殊鋼
- 一の内全重量百分中クロムタンクス又はモリブデンの重量〇・五以上を含むもの(關東州に於て製鍊したる塊及錠並に之を原料としたる條 竿及板)
- ニッケル及クロムを含む電氣抵抗材料(關東州に於て製鍊したる塊及錠並に之を原料としたる紐帶及線)
- 四三六
- 四三七(昭四追加)
- 四三八
- 四四一
- 四四二
- 四四四
- 四六二の二(昭二追加)
- 四七六の内(昭二追加)

五七〇の内(昭四追加) ゲージグラス
 六一七の内 骨炭(徑一・二五ミリメートルの圓眼を有する篩を通過するものを除く)
 六三五の内(昭四追加) 安全燈ホヤ

乙號(減稅品)

輸入稅表番號	品名	單位	稅率
五二の内	牛肉(生鮮なるもの)(昭四追加)	每百斤	一・〇〇
一一〇の内	大豆硬化油(關東州の生産に係る大豆油を原料としたるもの)(昭二追加)	每百斤	一・二〇
三四三	別號に掲げざる布帛製品(昭二追加)二の内内地、朝鮮、臺灣又は樺太の生産に係る亞麻布(他の植物纖維を交へたるものを含む)及關東州の生産に係る油を原料としたるもの	每百斤	二・八五

備考 從量稅の單位は圓とす

三、施行後の実績

本法實施に依り事實上果して如何なる成績を擧げ來れるかを見るに、施行第一年即ち大正十四年は七月より十二月迄に僅二萬七千二百九十三圓(免稅品のみ)の輸入に過ぎざりしが、翌昭和元年は一躍百五十八萬七千六百三十七圓(免稅品のみ)に達し、昭和二年は百九十四萬二千三百十七圓(免稅品百七十五萬五千五百四十四圓、減稅品十八萬六千七百七十三圓)昭和三年三百六十一萬九千四百六十圓

(免稅品三百十萬五千三百十八圓、減稅品五十一萬四千百一十一圓)昭和四年三百九十六萬三千五百五十二圓(免稅品三百三十萬九千九百八十圓、減稅品六十五萬八千七十二圓)昭和五年四百四十五萬八百二十八圓(免稅品三百七十九萬八千六百五十五圓、減稅品六十五萬二千六百六十三圓)昭和六年五百六十七萬九百六十四圓(免稅品五百九萬六千二百四十七圓、減稅品五十七萬四千七百十七圓)昭和七年五百七十三萬三千八百四圓(免稅品四百七十六萬一千八百四十四圓、減稅品九十七萬一千九百六十圓)昭和八年(十月迄)六百三十九萬九千四百六十二圓(免稅品六百二萬一千三百九十二圓、減稅品三十七萬八千七十圓)と逐年累進して其の效果相當見るべきものあり。

而して右特惠關稅品中主として内地市場に取引を有するものは免稅品中生果(主として林檎)、甘草、越幾斯、綿織糸、黃麻織糸、黃麻布、ガンニ一袋、ポートランドセメント、マグネサイト又はドロマイトに依る建築材料、耐火煉瓦、板硝子、特殊鋼、電氣抵抗材料、ゲージグラス等又減稅品は牛肉、大豆硬化油にして就中綿糸、ガンニ一袋其他黃麻製品、ポートランドセメント、硝子板、牛肉、大豆硬化油等は是等特惠關稅品中の大宗と稱すべきものなるが、一面本法品中未だ輸入の實績を示し得ざる品種も半數以上に達する状態なり。即ち左表の如し。

大正十四年法律第五十一號に依る免稅品内地間累年輸出高

(一)免稅品

税番品名 年次

税番品名	年次	昭和元年	同二年	同三年	同四年
生三の内 果	数量	五、七	一、八〇	一、八三	三、九
山七の内 羊 草	数量	四、九	一、八〇	一、八三	二、八
緬七の内 羊 草	数量	一〇、六			
甘一四一の内 越 幾 斯	数量	七〇	一〇、二〇〇	一、三、三〇	一、三、三〇
阿一四五 膠	数量	七、五、四	五、三、〇	四、八、〇	七、二、四〇
ゼ一四六 ラ チ ン	数量				四、〇
ブ一五一の内 ー ム	数量				一、四
曹一六五の内 達 灰	数量				

大正十四年
(自七月至十二月)

税番品名	年次	昭和元年	同二年	同三年	同四年
一六九の内 曹 達	数量				
二〇四の内 ナ フ タ リ ン	数量				
二二九の内 硫 酸 マ グ ネ シ ウ ム	数量				
二三〇の内 コ ー ル タ ー ル を 主 要 原 料 と し た る 消 毒 剤	数量	六〇	一、八、七		三〇、〇〇〇
二七二 綿 織 糸	数量	一、六〇	三、六、〇		四、八、〇〇
二七八の内 苧 麻 糸	数量				四、七、六
二七八及二九六 苧 麻 線	数量				四、七、六
二八〇 黄 麻 織 糸	数量				四、七、六
二八一の内 黄 麻 糸	数量				四、七、六

二八一及二九六	黄麻線	價	數	額	量	昭一削除	八、五〇〇	四、四三〇
二八三	毛織糸	價	數	額	量	昭一削除	二、九六六	九、〇八
二八四	毛綿織糸	價	數	額	量			
二八六	野蠶眞綿	價	數	額	量	昭一削除		
二八八	野蠶紡績絹織絲	價	數	額	量	昭一削除		
二八九	野蠶絹絲	價	數	額	量			
二九九	黄麻布	價	數	額	量	昭一削除	三、一三三、〇〇〇	八七六、五〇〇
三〇一の内	天鵞絨ブラツシユ其他バイル織物以外の毛織物及毛綿交織物	價	數	額	量			
三一四の内	油布	價	數	額	量	昭一削除		

三二六の内	毛製又は毛綿製のブランケット	價	數	額	量			一、〇〇二、〇〇〇
三三九の内	カンニ一囊	價	數	額	量	昭四追加		四三、六五
三四三の内	油綿布	價	數	額	量	昭二追加		五九、〇〇〇
四三二の内	ポ一ランドセメント	價	數	額	量			五二九、〇〇〇
四三五の二の内	マグネサイト又はドロマイトを主料とする建築材料	價	數	額	量	昭二追加		五〇、七〇〇
四三六	耐火煉瓦	價	數	額	量			一、七〇七、七〇〇
四三七	瓦	價	數	額	量	昭四追加		一、七六九
四三八	耐火性粘土製品	價	數	額	量			一、七六九
四四一	硝子塊	價	數	額	量			一、一

(二)減税品

品名	昭和十四年 (自七月至十二月)		昭和元年	同二年	同三年	同四年
	数量	金額				
硝子粉						1,000斤
硝子板						150斤
特殊鋼			昭二追加			
四六二の二			昭二追加			
四七六の内						
ニツケル及クロームを含む電気抵抗材						
ケージグラス						
六一七の内						
炭						
六三五の内						
安全燈ホヤ						
計						

品名郵番 年次

品名	昭和十四年 (自七月至十二月)		昭和元年	同二年	同三年	同四年
	数量	金額				
五二の内						
肉						
一二〇の内						
大豆硬化油			昭二追加			
三四三の内			昭二追加			
油亞麻布						
計						

減免税品合計

品名	昭和五年		同六年	同七年	同八年	同九年
	数量	金額				
生果						
山七の内						
羊革						
緬七の内						
羊革						
計						

甘草越幾斯	一四一の二	價	一五、八〇〇 <small>封度</small>	數	一八、七〇〇	價	一五、八〇〇	數	一四、一五〇	價	一五、三〇〇	數	一三、九〇〇
阿四五膠	一四五	價	四、二四九 <small>封度</small>	數	三、二六〇	價	五、〇八五	數	五、七〇〇	價	四、五〇〇	數	四、九〇〇
ゼラチン	一四六	價	三、三六〇	數	三、八四〇	價	三、一七五	數	一七、一〇〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇
ブローーム	一五一の二	價	五、六〇〇	數	一三、五九〇	價	三、二一〇	數	四、九〇〇	價	三、二九七	數	三、二九七
曹達灰	一六五の内	價	一〇、五〇〇 <small>封度</small>	數	一〇、五〇〇 <small>斤</small>	價	三、五九〇	數	三、五九〇	價	三、五九〇	數	三、五九〇
硫酸曹達	一六九の内	價	三、六七〇	數	三、六七〇	價	三、六七〇	數	三、六七〇	價	三、六七〇	數	三、六七〇
ナフタリン	二〇四の内	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇
硫酸マグネシウム	二二九の内	價	三、〇〇〇 <small>封度</small>	數	三、〇〇〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇
コールドールを主要原料としたる消毒劑	二三〇の内	價	三、九六〇	數	三、九六〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇	價	三、〇〇〇	數	三、〇〇〇

綿織糸	二七二	價	一、〇六、七〇八 <small>封度</small>	數	四九、七〇〇	價	一五、三六九	數	二四、一七四	價	一五、四〇〇	數	一五、四〇〇
苧織糸	二七八の内	價	三、六三三	數	二、四八四、二八六	價	五、二七五、一八三	數	四、三九、九六六	價	三、六三三	數	三、六三三
苧織糸	二七八及二九六	價	一、七〇、七五〇 <small>封度</small>	數	一三、三三四	價	七、六六五	數	七、六六五	價	一、七〇、七五〇	數	一、七〇、七五〇
黄麻織糸	二八〇	價	三、七九〇	數	三、一三三	價	一六、九七一	數	一六、九七一	價	三、七九〇	數	三、七九〇
黄麻織糸	二八一の内	價	一、五、四五〇	數	四、三六〇	價	三、九三〇	數	一五、三七〇	價	一、五、四五〇	數	一、五、四五〇
黄麻織糸	二八一及二九六	價	二、二四五	數	六、八七四	價	七、九三三	數	三、四三三	價	二、二四五	數	二、二四五
毛織糸	二八三	價	二、七九二	數	三、九三三	價	三、九三三	數	三、九三三	價	二、七九二	數	二、七九二
毛織糸	二八四	價	二、七九二	數	三、九三三	價	三、九三三	數	三、九三三	價	二、七九二	數	二、七九二
野蠶真綿	二八六	價	二、七九二	數	三、九三三	價	三、九三三	數	三、九三三	價	二、七九二	數	二、七九二

野蠶紡績絹織絲	二八八	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
野蠶絹絲	二八九	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
黃麻布	二九九	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
天鵞絨ブラツシユ其他	三〇一	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
外の毛織物及毛綿交織物	三〇二	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
油	三一四	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
毛製又は毛綿製のブランケット	三二六	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
ガソリン	三三九	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
油	三四三	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
ポーランドセメント	四三二	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數

耐火性粘土製品	四三八	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
耐火煉瓦	四三七	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
硝子塊	四四一	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
硝子粉	四四二	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
硝子板	四四四	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
特殊鋼	四六二	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
四七六の内	四七六	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數
ニツケル及クロームを含む電気抵抗材	四七六	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數	價	額	量	數

品名番號	昭和五年		同六年		同七年		同八年		同九年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
五七〇の内 ゲージグラス	四、九七 _本	五、七六 _円	一、二六 _二	六、八〇	三、四九 _一	一、七三 _三	九、〇	三、七		
六一七の内 骨炭										
六三五の内 安全燈のホヤ	五〇 _斤	三〇 _円	八、四八	二、八六	一、四三					
計	三、七九、二五 _円	五、〇六、二七	四、七六、八四	七、八七、八三	七、五四、八三					
五二の内 牛肉	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一二〇の内 大豆硬化油	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
三四三の内 油亞麻布	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
計	六五、二六 _三	四、四〇、八六 _円	五七、四七 _七	五、六七〇、九四	七九、九六〇	八、三三、八四	八〇、五七 _九	八、四三、三〇	八七、四八 _八	
減免税品合計										

四、特惠關稅品中黃麻製品及綿織糸の内地輸入と内地製産者の反對

特惠關稅法の主旨は關東州産品にして内地に必要なものを内地産業を壓迫せざる範圍内にて補給せむが爲、其の輸入税を減免せむとするに存すること既述の如くなるが、右特惠關稅品中内地斯業と比較的利害相反すと思料せらるるは黄麻製品及綿織糸の二品にして、内地當業者間に於て常に反對あり充分其の効果を納め得ざる嫌あり、其の経緯並當否の一端を述べれば次の如し。

(一)黄麻製品

關東州に於ける製麻會社は在大連滿洲製麻株式會社にして、最近の同社製品販賣高は昭和五年百二十五萬五千餘圓、同六年百十四萬九千餘圓に達し、(資本金百萬圓拂込金四十四萬圓)其の内地の特典に依り、内地及臺灣等に輸出する品種は前掲の如く税番二七八の内苧麻糸及苧麻線、二八〇番黄麻織糸、二八一番の内黄麻糸及黄麻線、二九六の内苧麻線及繩並黄麻線及繩、二九九の内黄麻布及三三九の内ガムニ一囊等にして、其の輸入價額昭和五年七十二萬七千四百六十三圓、昭和六年四十萬七千八百九十九圓、昭和七年二十五萬三千五百九圓、昭和八年(十月迄)二十六萬九千五百十二圓なるが、是等の内最も輸入額多きはガムニ一囊(昭和四年追加、輸入價額昭和五年五十九萬九千七百圓、昭和六年三十四萬六千三百二十四圓、昭和七年十九萬七千六百四十三圓、昭和八

年（十月迄）二十一萬一千七百七十一圓）、黄麻布（輸入額昭和五年九萬六千九百九十二圓、昭和六年三萬一千三百八十四圓、昭和七年一萬六千八百六十圓、昭和八年（十月迄）四萬五千三百六十六圓）黄麻織糸（輸入價額昭和五年二萬八千七百八十圓、昭和六年二萬七千九百四十六圓、昭和七年三萬二千三百三十二圓、昭和八年（十月迄）六千八百三十三圓）の三品なり。然るに是等麻製品の特惠輸入に對しては内地、臺灣等の同業者間に於て常に反對の態度を取り來れるが、右の内ガムニ一囊に對しては本法に編入後僅か二年にして即ち昭和六年五月十七日附臺灣總督府令第三〇號を以て蓬萊米容器（臺灣米）たる規格を改正し、長九二・七一糎、幅六一・二三糎と限定し、長に於て本法特惠關稅の規格（長九五糎、幅六〇糎以上）以下とせる爲、滿洲製麻の製品は遽に其の需要を喪ひ右の需要に添はむとするものは輸入税を負擔せざる可らざるに至り少からず打撃を受けたるが（尤も麻袋原料たる黄麻布は特惠關稅品なるを以て黄麻布を臺灣に輸入して規格品を製造せば免稅さるる理なるも、本規格の改正は産米政策上の必要たると共に地場製麻會社即ち臺灣製麻會社の保護の目的も多分に含まるるが故に、滿洲製麻會社は已むを得ず其の關稅を負擔して輸入せることとせり）更に本品に對しては無謀なる販賣競争を廻避する目的にて、同業者相會し昭和六年五月其の販賣數量を左の如く協定せり。

一、五〇〇、〇〇〇枚

臺灣製麻株式會社

一、五〇〇、〇〇〇枚

大阪製麻株式會社

一、五〇〇、〇〇〇枚

小泉製麻株式會社

一、〇〇〇、〇〇〇枚

滿洲製麻株式會社

五〇〇、〇〇〇枚

東洋麻糸株式會社

六、五〇〇、〇〇〇枚

計（臺灣に於ける麻袋需要推定數量）

如斯にして同社が相當望を囑し居たる臺灣向麻袋も其の規格改正に依り輸入税を負擔するの餘儀なきに至り、其の數量も前記の如く制限せられたるが、更に又内地方面に於ても同業者の策動甚しく、昭和六年中葉より特惠關稅品たる黄麻布、黄麻糸並麻袋の内地（本州、四國、九州及北海道）輸入を一ヶ年間制限せむとし、商工省に具體案の提出を見たるを以て當方に於ても之が對案（黄麻糸及黄麻布は其の制限に同意する替り内地同業者も制限期間中同品を滿洲に輸出せざることを、麻袋は制限反對）を提出したる爲、商工省に於て種々斡旋の結果一昨年來先づ不調に終りたり。

要するに是等母國同業者の反對も財界不況の折柄一應尤ものことと思料せらるるも、滿洲に於ける麻袋の市價は印度に於ける本品の需給事情と大連市場仕手の關係等に依り左右せらるるものなるが故に、滿洲に於ける製麻工業の成否は懸つて印度品に對抗し得るや否やに在るを以て、會社自體の政策のみにて如何とも爲し難く、加ふるに滿洲製麻の製品は滿洲輸入に際し正規の輸入關稅（麻袋百斤に付國幣四圓四十八錢五厘現在日本金約四圓五十錢）を徴せらるる状態なれば、他に何等

かの方法に依り販賣上窮通の途を講じ置くに非ざれば、當地製麻事業は遂に存続し能はざる所にし
て、此の意味に於て本法の實施は重大なる意義を有するものなるも、單に本法直接の庇護のみに依
りて立ち行かむとするものには非ず、寧ろ間接に其の市場を各地に開拓して製品の需要を不偏なら
しむる上に特殊の作用あらしむべく之を利用せむとするに在り、從て假令製品を内地に輸入すと雖
も關稅額が直ちに利益に計上されざるは明にして、又關稅免除に依り安價に供給して内地市場を脅
かすものに非ざるを以て、本品の特惠存続は内地當業者の言ふが如く、内地市場を脅威せざるもの
と思考せらる。

(二) 綿糸

綿糸は昭和四年本法に追加されたるものなるが之が實施に當りては、商工省並内地同業者の反對
及本品特惠輸入の事實上の惡影響を懸念し當分の内二萬梱(四〇玉入)を限ることとせるが、當地に
於ける紡績會社は在周水子滿洲福紡株式會社と内外綿金州支店の二社にして、當時前者の製品は主
として支那(威海衛)に、後者は印度に其の販路を有せし爲、本法に依る内地への輸入は右二萬梱程
度にて十分にして、從て事實上も昭和四年及昭和五年中は制限數量の二割程度に止まりしが、世界
的不況と支那の政情不安、威海衛の還附(昭和五年十月)及印度の日貨排斥等に依り、兩社共其の販
路を梗塞せられたる一面内地の斯業が財界不況の影響を受け、極度の製産制限を實行せる結果多量

に上海、青島綿糸輸入せられ當地の綿糸も其の需要を喚起し、本法の庇護に依る二萬梱の外尙納稅
輸入を見るに至りたるを以て、一昨年夏以來當地當業者の要望に依り制限數量を三萬梱に増額方商
工省に提議せるも未だ同意を得るに至らざる次第なり。

而して本品も製麻品と同様地場に大なる市場を有せず、何れも關稅障壁に依り包圍せられ居るを
以て、對内地特惠關稅の實施は當地斯業存続上の一大楔子にして、事情に依りては其の制限を緩和
して外糸の輸入を抑制すべきものと思考せらるるも、未だ此の目的を達し得ざるは甚だ遺憾とする
所なり。尙兩社の設備、製産能力及本法に依る内地輸入の狀況を記すれば左の如し。(左
表は本品特惠關稅年度自九月至八月に依る)

(一) 設備

福 紡	二二、一一〇 錘(資本金三百萬圓百五十萬圓拂込)
内 外 綿	六三、二〇〇 錘(投資額二百五十萬圓)

(二) 製産能力

福 紡	一九、二五〇 梱(四〇玉入全部二十番手として)
内 外 綿	一一、〇〇〇 梱(四〇番手)
	二七、〇〇〇 梱(十六番手)
計	三九、〇〇〇 梱

合計 五八、二五〇梱

(三)製産高

昭和四年度(自三年九月至四年八月)	同五年度(自四年九月至五年八月)	同六年度(自五年九月至六年八月)	同七年度(自六年九月至七年八月)	同八年度(自七年九月至八年八月)
福 紡 各番手 九、六四梱	一三、〇七梱	一四、三五梱	一四、六七 梱	一三、三九梱
内 外 綿 同 一四、四一梱	一四、五三梱	一八、六七梱	三、四六、五梱	二四、四七梱
計 同 二四、三三梱	三六、六九梱	三、七三梱	三、一三、五梱	三、七五梱

(四)本法に依る内地向輸出高

昭和五年度(自四年九月至五年八月)	同六年度(自五年九月至六年八月)	同七年度(自六年九月至七年八月)	同八年度(自七年九月至八年八月)
福 紡 各番手 二、四一梱	一三、八〇梱	一三、八〇梱	一、五九梱
内 外 綿 同 七、四六梱	七、一七梱	七、一五梱	七、一〇梱
計 同 三、三七梱	二〇、〇〇梱	一九、九〇梱	一、八七九梱

昭和十年九月二十五日印刷納本 (非賣品)
 昭和十年九月二十八日發行
 編輯兼發行人 篠崎嘉郎
東京市墨谷區原宿三丁目百七十番地十號
 印刷所 島連太郎
東京市神田區東上代町十六番地
 印刷所 三秀舎
東京市麹町區丸の内三丁目十四番地
 發行所 日滿實業協會
電話九ノ内(23)五、〇六一番
 振替附金口座東京四九八〇二番

